

## 改善報告書

大学名称 芝浦工業大学 (大学評価実施年度 2018 年度)

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、内部質保証に関する内規を定め（資料 1-1）、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を示す内部質保証の方針を策定し、その概念図とともに学外に公開している（資料 1-2）。内部質保証の方針では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を、学長を長とする学部長・研究科長会議と定め、その権限と役割、全学組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担を定め、明示している。

各部局・センター・事務組織から、教育研究活動等に関する課題や改善点等は、学長に寄せられ、学部長・研究科長会議にて審議され、各部局・センター・事務組織での調整、調査等を重ね、学部長・研究科長会議にて方針や改善策等が決定される。学部長・研究科長会議での決定事項や方針は、各学部では、主任会議、教授会、研究科では、専攻長会議、研究科委員会において共有され、教育の質保証に関する課題や改善点等について、協議し、教育の質の確保及び向上に資する取組へと繋げている。各部局や事務組織において共有・実行された方針や改善策等は、結果を検証し、学部長・研究科長会議にフィードバックされることにより内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

2018 年度の第 3 期認証評価における各提言についても、本学の内部質保証のシステムにおいて改善に向けた組織的な取り組みを行った（資料 1-2）。第 3 期認証評価結果は、学部長・研究科長会議で報告され、その後各学部、研究科で共有を行った。認証評価結果にて指摘を受けた改善課題、是正勧告への対応については、大学の教学経営審議会においても共有、協議を行ってきた。教学経営審議会は例年 8 月に 2 日間かけて開催され、本法人の教学マネジメントについて学部長・研究科長会議構成員に加え、学長補佐、各学部長補佐、研究科長補佐、各付置機関長、併設校校長・事務長、関係部署管理職職員で協議を行う会議体であり、希望する教職員も出席することができる。2019 年度に開催した教学経営審議会では、本学の教職課程の現状と履修上の問題点、今後の展望について、全学で共有し議論を行った（資料 1-3）。

さらに本学では毎年、大学として大学全体・学部・研究科毎に点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を作成する他、複数の学科を有する学部においては、学科毎での自己点検・評価も実施している。第 3 期認証評価で指摘を受けた項目の対応状況については、各部局で点検を行うとともに、大学全体の自己点検・評価報告書にもその対応について自己点検を行ってきた。また本学は、毎年度末に大学外部評価委員会を開催し、外部評価委員から評価を受けている。外部評価委員会で指摘を受けた事項については、内部質保証の推進に責任を負う組織である学部長・研究科長会議に報告され、必要な事項について協議を行い、改善の方針を決定している（資料 1-4）。

第 3 期認証評価における是正勧告及び改善課題は、大別すると教職課程の単位の実質化

に関する事、及び大学院理工学研究科の学位授与と教育課程に関する事であった。教職課程科目については、教職課程を含めても単位数の上限を超えずに履修できるよう教育プログラムの検討を進め、2020年11月11日開催の第2008回学部長・研究科長会議（拡大会議）において、教職課程についての全学的な対応方針が示された（資料1-5）。この方針を受け、各学部の教務委員会ではカリキュラムを検討、その後各学部教授会で審議・報告され、2021年度に、教職課程を置く工学部、システム理工学部、デザイン工学部において、教職科目を含めた単位の実質化を図るためのカリキュラムがスタートした。さらに2021年度より、全学組織である教育イノベーション推進センターに教職支援室を設置した。教職支援室では、2021年度より自己点検・評価報告書の作成を開始した（資料1-4）。

また大学院理工学研究科に対する各提言については、大学評価（認証評価）結果（委員会案）が提示された段階から提言内容についての対応に着手した。大学評価（認証評価）結果（委員会案）は、2019年1月9日の第1811回学部長・研究科長会議（拡大会議）で共有され、同年1月11日に開催された第1809回大学院理工学研究科専攻長会議にて、対応が必要な事項を共有し、その対応について依頼を行った（資料1-6, 1-7）。これにより、2019年度より研究計画書（兼研究指導計画書）の策定を実現することができた。また、2019年4月17日開催の第1901回学部長・研究科長会議では、大学院理工学研究科の3つのポリシーの改定が承認され、これをもって各専攻のポリシーについても見直すことが共有された（資料1-8）。その後、2020年度には各専攻の3つのポリシーの改定が完了し、2021年度には学位審査基準の明確化、「修士学位取得のためのガイドライン」及び「博士学位取得のためのガイドライン」の策定を行った。ポリシー、学則の改定については、学部長・研究科長会議で報告・審議が行われ（資料1-9, 資料1-10）、対応状況については毎年度の自己点検評価報告書で報告が行われている（資料1-4）。

以上のとおり、第3期認証評価で指摘を受けた各提言について本学の内部質保証のシステムに則って改善に向けた組織的な取り組みを行っている。今後も、これまで改善を行ってきた事項について、点検・評価を行い、PDCAサイクルにより不断の検証を実施していくこととしている。

#### <根拠資料>

1-1 芝浦工業大学内部質保証に関する内規

1-2 内部質保証の方針、内部質保証システムの概念図

[https://www.shibaura-it.ac.jp/about/education/evaluation/quality\\_assurance.html](https://www.shibaura-it.ac.jp/about/education/evaluation/quality_assurance.html)

1-3 2019年度教学経営審議会資料（抜粋）：本学における教職課程のあり方

1-4 各機関点検・評価報告書、及び大学外部評価委員会総括

<https://www.shibaura-it.ac.jp/about/education/evaluation/inspection.html>

1-5 第2008回学部長・研究科長会議（拡大会議）資料及び議事録（抜粋）：2018年度大学基準協会認証評価改善課題（単位の実質化）対応（案）について

1-6 第1811回学部長・研究科長会議（拡大会議）資料及び議事録（抜粋）：認証評価結果（案）について

1-7 第 1809 回 大学院専攻長会議資料 (抜粋) : 大学基準協会の認証評価結果を受けて各専攻への依頼事項について

1-8 第 1901 回学部長・研究科長会議資料 (抜粋) : 理工学研究科 3 ポリシーの改定について

1-9 第 1910 回学部長・研究科長会議 (拡大会議) 資料 (抜粋) : 芝浦工業大学大学院 学則およびポリシーの変更について

1-10 第 2004 回学部長・研究科長会議資料 (抜粋) : 芝浦工業大学大学院学則およびポリシーの改定について

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	専門職大学院を除いたすべての研究科において、課程ごとに研究指導計画として 研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
	大学評価時の状況	理工学研究科では、年度始めのゼミにて各教員が研究指導の方法及びスケジュール（研究指導計画）を学生に示していたが、理工学研究科として組織的に学生に対する研究指導計画を明示していなかった。
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価（認証評価）結果（委員会案）を受け、迅速な対応が必要と判断し、2019年1月9日開催の第1811回学部長・研究科長会議（拡大会議）にて大学評価（認証評価）結果（委員会案）が示され、早急な対応が求められた（資料1-6）。これを受け、2019年1月11日開催の第1809回大学院理工学研究科専攻長会議にて、指摘事項の共有及び今後の改善方策の検討依頼を行った（資料2-(1)-1-1）。検討の結果、修士学位取得のためのアセスメントポリシー及び博士学位取得のためのアセスメントポリシーを策定し、その中で研究スケジュールを含む研究指導計画書の作成を明確にした。この学位取得のためのアセスメントポリシーについては、2019年3月7日開催の第1811回大学院理工学研究科専攻長会議及び第1809回大学院理工学研究科委員会にて教員に周知し（資料2-(1)-1-2、資料2-(1)-1-3）、学生に対してはガイダンスにて明示した。なお、研究指導計画書については、研究指導教員からの指導の上、学生が学内のポータルサイトに入力し、研究指導教員が承認するフローとなっている。</p> <p>なお、2021年9月3日の第2103回大学院理工学研究科委員会にて、修士課程、博士（後期）課程それぞれについて、1) 学位論文が満たすべき水準、2) 審査委員の体制、3) 審査の方法、4) 審査項目を</p>

		<p>項目別に明確にした「学位論文に係る評価の基準」(学位論文審査基準)が審議、承認され(資料 2-(1)-1-4、資料 2-(1)-1-5)、ホームページにて公表した(資料 2-(1)-1-6)。それに伴い、2021 年 10 月 8 日の第 2106 回大学院理工学研究科専攻長会議にて、修士学位取得のためのアセスメントポリシー及び博士学位取得のためのアセスメントポリシーは、学位論文に係る評価の基準を反映して、2021 年度に修士学位取得のためのガイドライン及び博士学位取得のためのガイドラインに名称を変更し(資料 2-(1)-1-7、資料 2-(1)-1-8)、入学時の事務ガイダンスにて学生に案内している(追加資料 2-(1)-1-9)。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(1)-1-1 2019 年 1 月 11 日第 1809 回大学院理工学研究科専攻長会議及び議事録(抜粋)  資料 2-(1)-1-2 2019 年 3 月 7 日第 1811 回大学院理工学研究科専攻長会議 資料及び議事録(抜粋)  資料 2-(1)-1-3 2019 年 3 月 7 日第 1809 回大学院理工学研究科委員会 議事録(抜粋)  資料 2-(1)-1-4 学位論文の評価基準  資料 2-(1)-1-5 2021 年 9 月 3 日第 2103 回大学院理工学研究科委員会 議事録(抜粋)  資料 2-(1)-1-6 学位論文に係る評価の基準  (<a href="https://www.shibaura-it.ac.jp/faculty/graduate/">https://www.shibaura-it.ac.jp/faculty/graduate/</a>)  資料 2-(1)-1-7 「学位取得のためのガイドライン」について  資料 2-(1)-1-8 2021 年 10 月 8 日第 2106 回大学院理工学研究科専攻長会議議事録(抜粋)  追加資料 2-(1)-1-9 大学院事務ガイダンス資料(修士・博士)</p>
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>		
	<p>検討所見</p>	
	<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5      4      3      2      1</p>

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	理工学研究科国際理工学専攻修士課程及び同機能制御システム専攻博士（後期）課程では、学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していないため、改善が求められる。また、理工学研究科博士（後期）課程では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>理工学研究科国際理工学専攻修士課程及び機能制御システム専攻博士（後期）課程では、各専攻にて修得すべき知識、技能、能力等を学位授与方針内に盛り込まれており、その内容は学修の手引きにて学生に明示されていた。また、理工学研究科国際理工学専攻修士課程は授業及び研究指導を全て英語で行っており、学習成果は論文発表等によって示していた。機能制御システム専攻博士（後期）課程では、学位授与方針にて修得する能力や知識を示し、修得した能力や知識など学習成果を表すものとしては、学会への研究論文投稿や論文発表等の研究業績により示していた。しかしながら、明確に修得すべき知識や技能、学習成果について示しておらず、不十分であった。</p> <p>また、理工学研究科博士（後期）課程で授与する学位（工学及び学術）の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、専攻ごとに方針を示していたが、授与する学位ごとの方針を設定していなかった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価（認証評価）結果（委員会案）を受け、迅速な対応が必要と判断し、2019年1月9日開催の第1811回学部長・研究科長会議（拡大会議）にて大学評価（認証評価）結果（委員会案）が示され、早急に対応が求められた（資料 1-6）。これを受け、2019年1月11日開催の第1809回大学院理工学研究科専攻長会議にて、指摘事項の共有及び今後の改</p>

		<p>善方策の検討依頼を行った（資料 2-(1)-1-1）。</p> <p>この方針に基づき、2020年10月9日第2004回大学院理工学研究科委員会にて審議・承認を経て、理工学研究科国際理工学専攻修士課程、及び同機能制御システム専攻博士（後期）課程の学位授与方針に「修得すべき知識、技能、能力など」を当該学位にふさわしい学習成果を記載し、いずれも芝浦工業大学大学院学則（2021年度）の p.56、pp.58-59 にて公表した（資料 2-(2)-1-1、資料 2-(2)-1-2）。また、理工学研究科博士（後期）課程にて、授与する学位毎に方針を定め、芝浦工業大学大学院学則（2021年度）の pp.57-58 にて公表した（資料 2-(2)-1-1）。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(2)-1-1 芝浦工業大学大学院学則（2021年度） pp.56-59</p> <p><a href="https://www.shibaura-it.ac.jp/albums/abm.php?d=482&amp;f=abm00014075.pdf&amp;n=2021%E5%B9%B4%E5%BA%A6_%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E5%AD%A6%E5%89%87%E3%83%BB%E4%BB%98%E8%A1%A8.pdf">https://www.shibaura-it.ac.jp/albums/abm.php?d=482&amp;f=abm00014075.pdf&amp;n=2021%E5%B9%B4%E5%BA%A6_%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E5%AD%A6%E5%89%87%E3%83%BB%E4%BB%98%E8%A1%A8.pdf</a></p> <p>資料 2-(2)-1-2 2020年10月9日第2004回大学院理工学研究科委員会 議事録（抜粋）</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	<p>すべての学部において、単位の実質化を図る措置として、学科ごとに1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、教職課程に関わる科目等について、この上限を超えて履修登録することを認めており、対象となる学生への単位の実質化を図る措置は行われていない。そのため、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修する学生の状況等を把握・管理し、制度を見直すなど、単位制の趣旨に照らして、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	教職課程に関わる科目等のうち、卒業要件に算入す

		<p>る科目については履修登録できる単位数の上限内に収めていた。しかし、卒業要件に算入しない自由科目については上限を超えての履修が可能となっていた。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>2019年1月9日開催の第1811回学部長・研究科長会議（拡大会議）にて、「大学評価（認証評価）結果（委員会案）」が示され、教職課程を含めても単位数の上限を超えずに履修できるよう教育プログラムの検討を進めた（資料1-6）。</p> <p>まず、工学部では2019年度に検討を開始し、2020年度に一部の教職科目を自由科目から選択必修科目に変更することで、1年間に履修登録できる上限単位数に教職科目が含まれるようカリキュラム変更を行った（資料2-(2)-2-1）。</p> <p>2020年11月11日に開催した第2008回学部長・研究科長会議（拡大会議）において、教職課程についての全学的な対応方針が決定した（資料1-5）。その方針に基づいて工学部においては、2021年度入学生から1年間に履修登録できる上限単位数に自由科目も含める変更を行った（資料2-(2)-2-2, 資料2-(2)-2-3）。システム理工学部においては、2021年度入学生から1年間に履修登録できる上限単位数に自由科目を含める変更を行うとともに、教職カリキュラムを見直し、一部教職科目の科目系列変更に伴う卒業要件算入、特定学科の工業免許取り下げを行った（資料2-(2)-2-4, 資料2-(2)-2-5）。デザイン工学部では、2021年度より一部の集中講義科目等を除く教職科目を自由科目から選択科目に変更し、卒業要件に含めることで1年間に履修登録できる上限単位数に教職科目を含めることとした（資料2-(2)-2-6）。</p> <p>同時に2021年度より全学組織である教育イノベーション推進センターに教職支援室を設置し、教職課程を履修する全学生に対して、全学的なサポートを開始した（資料2-(2)-2-7）。特に履修上限数を超えて教員免許取得に必要な科目を履修登録せざるを得ない学生に対して、教職支援室の教職担当教員が超過履修申請書等を活用し、適切な履修指導を行い、授業外学修時間の管理を徹底することで、各学</p>



		<p>部等において履修上限を超えた履修を認めることとした(資料 2-(2)-2-8)。さらに 2021 年度に教職支援室にて協議を行い、2022 年度より教員免許取得希望者の超過履修申請の条件を設けることとした。教授会委員会規程により定められている教授会から付託された事項を審議する各学部の教務委員会において、申請時要件とそのフローが確認・共有された(資料 2-(2)-2-9, 資料 2-(2)-2-10, 資料 2-(2)-2-11, 資料 2-(2)-2-12, 資料 2-(2)-2-13, 資料 2-(2)-2-14, 資料 2-(2)-2-15, 資料 2-(2)-2-16)。申請条件については、運用状況を確認し、随時条件を見直すこととしている。</p> <p>全学組織である教職支援室の運営等について、2021 年度より教学マネジメント指針に則った自己点検・報告書作成を開始し、大学外部評価委員会等による点検・評価を受ける体制を構築した(資料 1-4)。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-2-1 第 1908 回工学部教授会資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-2 第 2010 回工学部教務委員会議事録及び資料(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-3 第 2008 回工学部教授会資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-4 第 2006 回システム理工学部教授会資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-5 第 2007 回システム理工学部教授会資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-6 第 2009 回デザイン工学部教授会資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-7 第 2010 回 学部長・研究科長会議(拡大会議)資料及び議事録(抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-8 【様式】履修制限単位超過申請書</p> <p>資料 2-(2)-2-9 2022 年度教員免許取得希望者の超過履修申請の条件等について(教職支援室)</p> <p>資料 2-(2)-2-10 超過履修申請のフローについて</p> <p>資料 2-(2)-2-11 工学部教授会委員会規程</p> <p>資料 2-(2)-2-12 システム理工学部教授会委員会規程</p>

		<p>資料 2-(2)-2-13 デザイン工学部教授会委員会規程</p> <p>資料 2-(2)-2-14 第 2111 回工学部教務委員会議事録 (抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-15 第 2110 回システム理工学部教務委員会報告 (抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-2-16 第 2110 回デザイン工学部教務委員会報告 (抜粋)</p> <p>資料 学生の履修登録状況 (過去 3 年分)</p> <p>追加資料 2-(2)-2-1 2022 年度工学部学修の手引 (抜粋)</p> <p>追加資料 2-(2)-2-2 2022 年度システム理工学部学修の手引 (抜粋)</p> <p>追加資料 2-(2)-2-3 2022 年度デザイン工学部学修の手引 (抜粋)</p>
<b>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</b>		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
3	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	専門職大学院を除いたすべての研究科において、課程ごとに学位論文の審査基準を明確にしていなかったため改善が求められる。
	大学評価時の状況	課程ごとの学位論文の審査基準に関して、1) 学位論文が満たすべき水準 (学位審査基準)、2) 審査委員の体制 (芝浦工業大学学位規程)、3) 審査の方法 (芝浦工業大学学位規程)、4) 審査項目 (学位授与方針) は、それぞれ個別に定めていたが、学位論文審査基準として体系的に行ってなかった。
	大学評価後の改善状況	大学評価 (認証評価) 結果 (委員会案) を受け、迅速な対応が必要と判断し、2019 年 1 月 9 日開催の第 1811 回学部長・研究科長会議 (拡大会議) にて大学評価 (認証評価) 結果 (委員会案) が示され、早急に対応が求められた (資料 1-6)。これを受け、2019 年 1 月 11 日開催の第 1807 回大学院理工学研究科専攻長会議にて、指摘事項の共有及び今後の改善方策の検討依頼を行った (資料 2-(1)-1-1)。これ

		<p>により、各専攻にて学位論文審査用ルーブリックの改善に着手し（資料 2-(2)-3-1）、並行して各課程の学位論文審査基準の検討が進められた。この検討結果については、2021 年 7 月 9 日第 2102 回大学院理工学研究科 FD 委員会（専攻長会議内にて実施）にて内容の精査等の議論がなされ（資料 2-(2)-3-2）、2021 年 9 月 3 日第 2103 回大学院理工学研究科委員会にて各課程の学位論文審査基準が承認され（資料 2-(1)-1-4、資料 2-(1)-1-5）、本学ホームページとポータルサイトにて学位論文審査基準が記載された修士学位取得のためのガイドライン及び博士課程学位取得のためのガイドラインを公表した。加え、学生向けのガイダンスにて周知を徹底している。</p> <p>2021 年 10 月 8 日の第 2106 回大学院理工学研究科専攻長会議にて、修士学位取得のためのアセスメントポリシー及び博士学位取得のためのアセスメントポリシーは、学位論文に係る評価の基準を反映して、2021 年度に修士学位取得のためのガイドライン及び博士学位取得のためのガイドラインに名称を変更した（資料 2-(1)-1-7、資料 2-(1)-1-8）。なお、2021 年度には、修士課程建築学専攻と社会基盤学専攻を新たに設置し、学位論文審査基準の作成を行った。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-3-1 各専攻の学位審査ルーブリック 資料 2-(2)-3-2 第 2102 回大学院理工学研究科 FD 委員会（第 2104 回 専攻長会議内にて実施）資料及び議事録
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5      4      3      2      1